

宮城交通株式会社及び株式会社ミヤコーバスからの
一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請に係る審議（第4回）

1. 日 時

平成29年4月13日（木） 10時30分～11時00分

2. 場 所

国土交通省 2号館14階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

原田尚志（会長）、牧満（会長代理）

松田英三、河野康子、根本敏則、山田攝子

<国土交通省>

自動車局：山田旅客課課長補佐ほか

事案処理職員：運輸審議会審議室 菅井審議官、川崎調査官、木村課長補佐、
鈴木課長補佐

4. 議事概要

- 自動車局が宮城交通株式会社及び株式会社ミヤコーバスからの一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請について、前回審議時の質問事項（車両修繕費及び補助金の査定方法、運賃ブロックの標準との和半に関する考え方）に対する回答を説明した。
- 運輸審議会委員からは、
 - ① 事業収支見込みでは、査定による運賃改定後の平年度補助金利潤込収支率は、宮城交通株式会社では平成27年度の実績値を上回っている一方、株式会社ミヤコーバスでは平成27年度の実績値よりも低くなっており、運賃改定後も収支率が悪化している。一方、補助金を考慮しない利潤込収支率をみると、株式会社ミヤコーバスにおいても平成27年度の実績値まで回復している。補助金を考慮した場合の収支率が低いのは、補助金を減額査定していることが影響しているという理解でよいか。
 - ② 宮城交通株式会社が仙台市営バスから受託している一部路線の収支は、事業収支見込みに計上されているのか。
等についての質問があった。

これに対し、自動車局からは、

- ① ご指摘の通りである。
- ② 宮城交通株式会社の事業収支見込みは自社路線のみを対象としており、受託分は計上されていない。

等の回答を得た。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。